

事業者応援券発行事業

みんなで頑張りよう!「みずなみ応援券」取扱い加盟店要項

1. 加盟店の範囲

本事業の取扱い加盟店（以下「加盟店」という。）として登録できる者は、瑞浪市内において事業を営むもので市税の滞納がなく、風俗営業などの規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を行っていない者とする。

※但し、店舗面積が1,000㎡を超える店舗（大型店等）は除く。

2. 発行

(1)みんなで頑張りよう!「みずなみ応援券」（以下「応援券」という。）の発行総額は、8億8千8百万円とする。（販売価格7億4千万円+プレミアム分20%）

(2)発行額面：1セット500円券×12枚（6,000円）

(3)発行枚数：1,776,000枚（148,000セット）

3. 販売場所・方法

(1)応援券の販売は、本事業の加盟店が行うものとする。

(2)加盟店は、販売する前に全ての応援券綴の表紙及び応援券の裏面に店舗名を記載すること。

4. 販売期間

応援券の販売は、令和2年7月11日（土）から9月30日（水）までとする。

（加盟店が定休日又は臨時休業の場合は除く）

但し、販売枚数が2に定める発行総額に達した場合は、それまでの期間とする。

5. 有効期間

応援券の有効期間は、令和2年7月11日（土）から12月31日（木）までとする。

※この有効期間を経過した応援券は無効とする。

6. 参加申込み方法等

加盟店の登録を希望する事業者は、別紙登録申込書兼誓約書に該当事項を記入して、瑞浪商工会議所（以下「商工会議所」という。）に申し込む。

(1)申込場所は、商工会議所内に設ける。

(2)申込期間は、令和2年6月8日（月）から9月30日（水）までとする。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。（但し、土・日・祝日を除く）

(3)加盟店の登録を行うには市税の滞納状況の調査について同意し、滞納がないと確認された事業所を加盟店とする。

(4)加盟店一覧表（チラシ）への掲載は、6月26日（金）申込受付分までとする。

7. 登録

(1)商工会議所は、6により申し込みのあった事業者が登録資格を有することを確認し、当該事業者に応援券及びステッカーなどの必要書類を交付する。

(2)商工会議所は、加盟店一覧表（チラシ）を作成し、応援券の交付対象者に対して、本事業の周知を図る。但し、チラシ掲載締切を過ぎて申し込みをした場合はチラシに掲載されないものとする。

(3)事業の実施期間中に加盟店が市外へ移転又は廃業した場合は、登録を取り消すものとする。

※事業所を市外へ移転・廃業した場合は必ず商工会議所まで連絡をすること。また、何らかの理由で長期にわたり休業する場合も事前に商工会議所へ連絡すること。

8. 取り扱い

加盟店は応援券を店舗で購入した者に対し、令和2年7月11日（土）から12月31日（木）までに限り、応援券の額面金額に応じ現金同様の取扱いを行い、券面に記載された額面相当の物品の販売または役務の提供を行う。

9. 指定金融機関

指定する金融機関は、次の通りとする。

(1) 指定金融機関

大垣共立銀行瑞浪支店、十六銀行瑞浪支店、陶都信用農業協同組合（市内各支店）、東濃信用金庫瑞浪支店（市内各支店）

10. 販売対象者

みんなで頑張ろう！「みずなみ応援券」の販売対象者は、令和2年6月21日現在で、瑞浪市に住民登録があり、購入時に購入引換券を持参した者。

11. 販売・購入限度額

(1) 応援券は、1枚500円券とし、12枚綴6,000円分を1セットとし、5,000円で販売する。

(2) 一人当たりの購入限度額は、応援券額面6,000円分を4セット、24,000円までとする。

※但し、応援券は購入した店舗以外では利用できないものとする。

12. 対象商品等

応援券は、加盟店のすべての商品及びサービス等について使用できるものとする。ただし、次に該当するものは対象外とする。

(A) 自社商品の購買、(B) 事業者としての利用に供するための物品・サービス等、(C) 金券・商品券等の有価証券、(D) たばこ、(E) 国又は地方公共団体への支払い、(F) 各種公共料金などの支払い、(G) 事業活動に伴い発生した買掛金・未払いの支払い、(H) 風俗関係・公序良俗に反するもの

13. プレミアム分の換金手続き

応援券を販売した加盟店は、応援券換金請求書に必要事項を記入して、応援券綴りの表紙（裏面に登録店名を記載すること）と購入引換券を添えて商工会議所に換金を申し出るものとする。

(1) プレミアム分の換金期間は、令和2年7月13日（月）から令和3年1月29日（金）までとし、この期間を経過した応援券は換金しない。

※但し、天災等の避けがたい事情により換金ができない場合は除く。

(2) 加盟店が登録した預金口座に翌週の火曜日（祝日等の場合は翌日）に振込を行う。

※窓口での直接現金化は行わないものとする。

(3) 指定金融機関に預金口座がない加盟店は、新規に口座を開設しなければ換金を受けることはできない。

14. つり銭など

応援券の受領に際して、つり銭は支払わないものとする。また、応援券により購入された商品等の返品は、受け付けないものとする。

15. 責務・返還請求等

加盟店は、次の責務を負うものとし、故意に違反した場合にはその損害を商工会議所に対し負うものとする。違反した場合、商工会議所は相当額の返還請求をし、定められた処置をとるものとする。

(1) 応援券を再販又は再利用しないこと。

(2) 応援券を担保に供し、又は質入れしないこと。

(3) その他、事業者応援券発行事業の目的に相反する行為を行わないこと。

16. 遵守事項

加盟店は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 加盟店は新型コロナウイルス感染症防止対策を行い、加盟店であることが消費者にわかるよう、見やすい場所に商工会議所が交付するステッカーの掲示を行うこと。
- (2) 偽造されたものとわかる券、あるいは大量に持ち込まれる等不正に使用されていることが明らかな応援券の受け取りを拒否すること。なお、その際、その事実を商工会議所に知らせること。

17. 登録の取り消し

加盟店が本要項に違反する行為を行った場合、商工会議所は当該加盟店の登録を取り消すことができるものとし、悪質な場合は、当該加盟店に対し損害賠償を請求できるものとする。

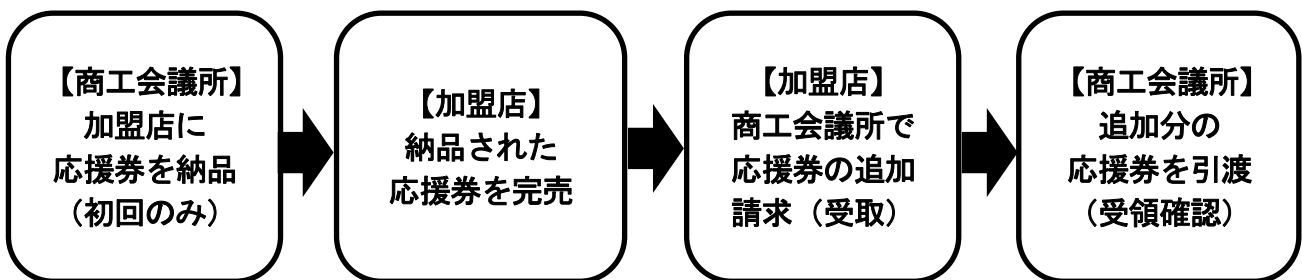
18. 個人情報の取扱いについて

市は、お預かりした個人情報から統計をとり、今後市が実施する商工政策のために、必要な範囲で利用する場合があります。なお、取得した個人情報は、当該目的以外には一切使用しません。

19. 事務局（お問合せ先）

〒509-6121 瑞浪市寺河戸町1043-2 TEL0572-67-2222 FAX0572-67-2230 E-mail:info@mzcci.or.jp
瑞浪商工会議所 担当：築山・浅野・小栗・鈴木まで

◆応援券の納品までの流れ



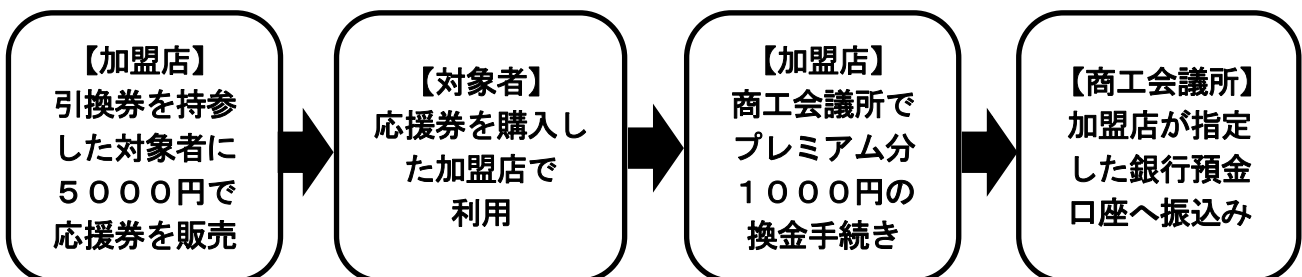
(注1) 各加盟店へ事前に配布する応援券は、1事業所50セットとします。

(注2) 追加で配布する応援券は1回の請求につき100セットを限度とします。

但し、販売予定数量に達した段階で販売を終了する。

(注3) 販売期間が終了次第、未使用の応援券を事務局が回収します。

◆応援券の販売から換金までの流れ



(注1) 応援券を販売する前に全ての応援券綴及び応援券の裏面に店舗名を記載してください。店舗名が記載されていない応援券は無効となります。

(注2) プレミアム分の換金請求時には必ず、応援券換金請求書に応援券綴の表紙と購入引換券を添えて、商工会議所経営支援課窓口へご提出ください。